

2020年以降を見据えた首都・東京の国際競争力強化に関する提言 ～人口減少社会でも活力溢れる首都・東京にしていくための都市政策～

平成26年11月13日
東京商工会議所

I. 基本的な考え（現状と課題）

1. 東京でも人口は減少

東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には2010年に比べて約2割減少（1,036万人）すると予測されている。また、高齢化が一層進行し、老年人口の割合は2010年の20%から2060年には39%となる見込みである。

一方、2006年から2010年の5年間における出生数は約53万人であり、2010年から2015年は約46万人と予測されているが、15歳から49歳の女性の人口減少等により、2055年から2060年の5年間における出生数は約23万人まで減少する見込みである。

また、東京都の人口の自然増減は、2012年に死亡数が出生数を上回りマイナス（自然減）となり、今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の死亡数の増加が予想されることから、自然減が一層拡大していく見込みである。一方、転出入者数は、転入者数が転出者数を上回る状態が続くものの（社会増）、全国的な人口減少により、社会増は縮小する見込みである。

地域別に見ると、区部では主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加し、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。

わが国が「人口減少社会への対応」という難題に直面する中、人口減少問題は東京にとっても避けて通れない大きな課題である。わが国が持続的な発展を遂げていくためには、この難題の克服に向け、全国的に実施すべき人口減少対策と、東京の特性に合わせた対策を強力に推進することが必要である。加えて、東京が持つ高いポテンシャルに裏付けられた経済基盤と、地方の魅力や地域資源が結び付き相乗効果を発揮することで、東京と地方がともに元気にならなければいけない。

2. グローバル化の一層の進展による都市間競争の激化

グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市が国際的なハブ機能や金融機能の拡大を目指し、戦略的・重点的にインフラや市場の整備を進め急速に台頭するなど、世界の都市間競争は激化している。その結果、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通ネットワークや空港までのアクセス等の理由から、東京の国際競争力は相対的に低下している。

先述の通り、東京でも人口が減少することが予測されているが、人口減少社会でも、わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京が活力に溢れ、持続的な経済成長を実現していくためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠である。そのためには、オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年を一つの契機に、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

3. 首都直下地震の脅威、インフラの老朽化

今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的・物的・経済面等あらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。また、国内のみならず国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念されている。一方、耐震化・出火予防策の促進や初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は10分の1、経済的被害も半減できる見通しがあることから、被害を最小限にとどめるために、都市防災力の向上は重要かつ喫緊の課題である。東京における都市防災力の向上には、帰宅困難者対策の推進や地域防災力の向上、災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築など、ソフト・ハード両面で多岐にわたる対策が必要である。2020年を当面のターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない。

加えて、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが老朽化し、都内だけでなく全国的に深刻な状況にある。厳しい財政状況の中で、対象とするインフラに優先順位を付けて、効果的・効率的に対策を推進することが不可欠である。

Ⅱ. 2020年以降（東京における人口減少社会の到来）を見据えた都市政策の方向性

上記の現状認識に基づき、人口減少社会でも活力溢れる首都・東京にしていくために、国、東京都が取るべき都市政策の方向性として、下記4つの政策の強化が重要である。

1. 「人口減少問題」を克服するための政策強化
2. 「超高齢化」に対応するための政策強化
3. 東京の国際競争力を高め、新たな成長を取り込むための政策強化
4. 災害に強く、「世界一安全・安心な都市」を実現するための政策強化

上記の都市政策の方向性のもと、東京都における人口減少社会の到来が予測され、オリンピック・パラリンピックの開催年でもある2020年を政策展開上の一里塚とし、「2020年までに達成または一定の成果を出すべき当面の課題」と「2020年以降も見据えて取り組むべき中長期的な課題」の両方を同時並行で取り組んでいく必要がある。

Ⅲ. 提言内容

上記4つの都市政策の方向性のもと、首都・東京の国際競争力を強化するために必要な政策や民間での取り組みについて、下記を提言する。

1. 2020年までに達成または一定の成果を出すべき当面の課題

（1）「人口減少問題」を克服するための政策

先述の「1. 東京でも人口は減少」に記載の通り、わが国が「人口減少社会への対応」という難題に直面する中、人口減少問題は東京にとっても避けて通れない大きな課題である。こうした中、国、東京都、及び都内・首都圏内の各自治体が取べき方向性として、下記の2点が重要である。

1. 東京都における出生率の飛躍的向上に向けた対策の実施
2. 中長期的には、東京都の人口の自然減に歯止めをかけ、東京自身が世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくことが不可欠

※財源に対する考え方：厳しい財政状況の中、高齢世代に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は可能な限り少子化対策に資する形で現役世代に還元すべきである。

その上で、東京で特に注力すべき人口減少対策として、下記を提言する。

なお、提言項目が多岐にわたるため、

- ・「東京で特に注力すべき対策」
- ・「全国にあわせ、東京でも積極的に推進すべき対策」
- ・「東京と地方が連携して推進すべき対策（地方に人が残る「しごと」づくりへの貢献）」

に分類した上で、更に、

- ・行政に要望する事項
- ・民間が主体的に取り組む事項

に分類し、記載する。

（※全部で6つの分野に分類。概要版「東京で特に注力すべき人口減少対策について」を参照）

【東京で特に注力すべき対策／行政に要望する事項】

①東京都や首都圏内の自治体が連携した人口減少対策の実施

➤ 東京都や首都圏内の自治体が人口減少に対する危機意識を共有し、連携していく必要性

経済的理由や価値観の多様化などを背景に若者の晩婚化や未婚化が進む中、若者を中心とした東京への人口流出が全国的な少子化傾向に拍車をかけている。特に地方においては人口減少に伴う経済の縮小、停滞が産業の衰退につながり、人々は「しごと」を求めてますます都市部へと流出し、人口の減少と経済の縮小スパイラルを招いている。

現状のまま何もしなければ、極めて困難な未来が待ち受けているという危機意識を、国、自治体、国民・都民等の各層で共有し、危機感を持って人口減少という課題に取り組む必要がある。

とりわけ、東京都は、合計特殊出生率が全都道府県で最低であり、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年をピークに人口が減少し、出生数も大幅に減少していくことが予測されている。また、近隣の埼玉県、千葉県、神奈川県においても、合計特殊出生率は下位となっている。従って、多くの人口が集積しながらも合計特殊出生率が低い東京都や首都圏内の自治体が人口減少に対する強い危機意識を共有するとともに、人口減少対策や少子化対策について、各自治体間で緊密な情報交換を行い、連携して実施していく必要がある。

➤ 東京都や首都圏内の自治体が特色ある施策を鋭意展開していく必要性

東京都は、合計特殊出生率が全都道府県で最低だが、区別では江戸川区が最も高く、東京都全体の数値を大きく上回っている。江戸川区では、保育ママ制度や乳児養育手当（0歳児）、私立幼稚園保護者負担軽減補助、すくすくスクールをはじめ、かねてから特色ある子育て施策を実施しており、こうした諸施策が高い合計特殊出生率に寄与していると考え

られる。従って、出生率の飛躍的向上には、東京都や首都圏内の自治体が地域の実情に応じた特色ある施策を鋭意展開していく必要があるとともに、他の自治体が成果を上げた施策を多くの自治体で積極的に取り入れていくことも重要である。

※平成24年合計特殊出生率：全国1.41、東京都1.09、区部1.12、江戸川区1.40

②抜本的な待機児童対策

国、東京都ともに、2017年度末までに待機児童ゼロを実現することを目標としている。しかし、東京都においては、保育施設数・定員数を増やしても、待機児童数は大幅に減らず平成21年以降は8千人前後で推移している。また、ここ2年ではむしろ待機児童数は増えており、本年に至っては過去最多の8,672人となり、全国の待機児童数の約4割を占めるなど、深刻な状況にある。目標とする待機児童ゼロを実現するためには、下記に列挙する抜本的な対策を強力に実施する必要がある。

なお、各自治体における待機児童数の算出にあたっては、早期の職場復帰を目指して保育所を申し込んだが空きがなくやむなく育児休業を継続した場合や、保護者が求職中の場合などは待機児童と見做されないケースがあることから、潜在需要を含めた待機児童数の実態を正確に把握するために、待機児童の算出基準を厳格化すべきである。

➤ 思い切ったインセンティブ付与による集合住宅等の建替えに併せた保育施設の設置促進

都内ではマンションの老朽化が進んでおり、2018年には築40年以上のマンションが24万5千戸、2023年には42万8千戸になると予測されており、老朽化したマンションの更新は都市政策の大きな課題になっている。老朽化したマンションの円滑な更新については、容積率の緩和など様々な方策が盛り込まれたマンション建替え円滑化法が改正され、進展することが期待されている。加えて、都内には旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在しており、都市再生緊急整備地域等都市機能が高度に集積している地域等において民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ防災機能を備えたビルへ更新していくことも求められている。こうした中、マンション更には老朽ビルの建替えに併せて保育施設の設置を促進していくことは有効であるため、容積率や税制面など思い切ったインセンティブを付与することが望ましい。

また、公営住宅建替えに伴い創出された用地を活用して、保育施設を設置していくことも求められる。

➤ 空き店舗等を活用した賃貸方式での保育施設の設置促進

名古屋市ではこれまで多くの待機児童を抱えていたが、保護者の相談に乗って保育サービスの情報等をきめ細かく紹介する保育案内人の設置や、空き店舗等を活用した賃貸方式での保育施設の設置を促進した結果、本年4月1日時点で待機児童ゼロを実現した。都市部では、保育施設の設置に適した用地自体が不足しているなど特有の問題を抱えていることから、空き店舗等の民間遊休地を活用した保育施設の設置促進にも一層取り組むべきである。

➤ 事業所内保育所設置への支援拡充

仕事と家庭を両立できる職場環境の整備促進や保育の量の拡大に向けて、事業所内保育所が担う役割は重要である。現在、国や自治体では設置・運営等を行う事業主等に対して

費用の一部を助成しているが、同施設の設置促進は待機児童解消の一翼を担うものであることから、こうした支援を拡充すべきである。

➤ **民間企業など多様な経営主体の参入促進による多様な保育ニーズへの対応**

希望する親のすべてが保育サービスを受けるためには、子育て家庭のニーズに応じた多種・多様なサービスを提供するための環境整備が不可欠である。とりわけ、休日保育や夜間保育、病児保育や病後児保育の充実強化や、就業地の自治体（非居住地）での入園促進など、多様な保育ニーズに柔軟に対応していくための環境整備が求められている。そのために、保育サービスへ民間企業やNPO等多様な経営主体が参入していくことは有効な方策であるが、自治体により参入に制限を課している所もあり、認可保育所では民間企業やNPO等が運営を担う割合が少数にとどまっている。従って、設置主体によって取り扱いが異なる現状を改め、多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールドフットイングを確立すべきである。

都内の認可、認証保育所のうち
民間企業等が設置する割合

区分	認可保育所	認証保育所
施設数	1,855カ所	652カ所
うち民間企業等が設置する施設数	93カ所 (5.0%)	513カ所 (78.7%)

※平成24年4月1日現在
※出典：東京都福祉保健局資料

➤ **国による東京都独自の認証保育所への支援（財政措置等）**

東京都が行っている独自の認証制度による保育施設である認証保育所は、施設数・定員数ともに増加するなど、待機児童解消に向け大きく貢献しており、特に、年度途中の産休・育休明けの保育ニーズの受け皿となるなど、多様な保育ニーズに対応した保育施設として重要な役割を担っている。しかし、認証保育所は保育従事者の資格要件を緩和していることから、これまでは国の財政支援の対象とされてこなかった。従って、これまでの実績や現在の待機児童数の深刻な状況を考慮し、認証保育所を新たな制度に位置付け十分な財政措置を講じるべきである。

➤ **認可保育所の全国一律基準の緩和（都市部の特性に合わせた基準の導入）**

認可保育所は、施設・事業の設備・運営基準が全国一律であるが、東京都の待機児童数は深刻な状況にあることに加えて、保育施設の設置に向けた用地不足等大都市特有の問題を抱えていることから、事業者が待機児童解消に向けて積極的に取り組むことができるよう、全国一律の基準を廃止し、施設・事業の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とするなど、都市部の特性を踏まえた対策が必要である。

➤ **学童保育施設の設置促進（小1の壁の解消）**

学童保育については、小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」の解消が、喫緊の課題となっている。昨年5月時点で、全国に21,482カ所の放課後児童クラブがあり、登録児童数は過去最多の889,205人（全国の小学校1～3年生の約24%）となっているが、待機児童数は8,689人（出所：厚生労働省平成25年「放課後児童健全育成事業の実施状況」）と2年連続の増加となり、潜在的な不足数は約30万人との試算もある。一方、都内の状況は、設置数1,737カ所、登録児童数86,835人であり、待機児童数は1,753人と全国の約2割を占めている。

「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、国は、放課後児童クラブについて2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図ることとしているが、学校施設の徹底活用や開所時間の延長等を通じて、着実に推進していくべきである。また、放課後児童クラブの運営実態を見ると、国の運営費補助は総事業費を大きく下回り、民間事業者の参入が進まない一因となっている。民間事業者等の参入が進むよう、子ども・子育て支援新制度においては、財政措置も含め、制度の改善を行うべきである。

➤ 不足している保育人材の確保

国が「待機児童解消加速化プラン」により保育の量の拡大を図る中で、2017年度末には保育士が約7万4千人不足することが見込まれており、保育の現場を支える保育士の確保が喫緊の課題となっている。また、都市部においても保育士不足が大きな問題になっているが、保育士の退職理由には待遇面の他、仕事と家庭との両立の難しさ、長時間労働等が挙げられている他、有資格者が保育士として就業しない割合も少なくないことから、保育業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進や人材確保に向けた取り組みを推進すべきである。

加えて、「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、現在年1回行われている保育士試験を、国家戦略特区の区域を含む都府県において年2回行うことをはじめとした「保育士不足解消等に向けての対応強化」に鋭意取り組むことや、「子育て支援員（仮称）」の創設等について、着実な実施が求められる。

③子どもを地域全体で支え、見守り、育てる環境づくり

➤ 地域住民の交流機会の設定、地域住民の子育て支援事業への参画促進

子育てやしつけに関する悩みや不安の解消に、地域の子育て支援ネットワークが担う役割は重要であり、おしなべて地域コミュニティが希薄な都市部においては尚更である。従って、子どもを持つ親と地域の子育て経験者、親子同士、子どもとお年寄りが交流する機会の設定や、いわゆるママ友、パパ友といった子育てネットワークづくり等に向けた支援を強化していくべきである。加えて、江戸川区が実施している保育ママ制度やすくすくスクール、港区とNPOが連携した自宅派遣型一時保育事業、シルバー人材センターの支援のもとに経験豊かな高齢者が担い手となっている乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の活動など、地域住民の子育て支援事業への参画を促進していくことも重要である。

➤ 母親クラブや子育てサークル等、地域住民による自主的な活動の奨励

母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織では、登下校時の子どもの見守り活動や公園の遊具の安全点検をはじめ、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を行っている。地域住民による自主的な活動や、先述の「地域住民の交流機会の設定、地域住民の子育て支援事業への参画促進」も含め、都市部でこうした取り組みを推進していくことは、子ども達の健全な成長に寄与するとともに、子育てに祖父母の力を頼れない地方出身者同士の夫婦にとって、大変に心強いものである。従って、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる環境づくりに資する活動を大いに奨励していくべきである。

【東京で特に注力すべき対策／民間が主体的に取り組む事項】

④事業所内保育所の設置促進

仕事と家庭を両立しやすい環境整備に向けた民間による主体的な取り組みの一つに事業所内保育所の設置があり、設置にあたっては国や自治体が助成制度等を通じて支援をしている。特に、企業数や昼間人口が集積する東京都においては、事業所内保育所が担う役割が重要であることから、助成等の支援制度を有効に活用し、大企業のみならず中小企業、更には、複数の中小企業による共同設置も含めて、設置を促進していくことが望ましい。

【東京で特に注力すべき対策 かつ 全国にあわせ、東京でも積極的に推進すべき対策／民間が主体的に取り組む事項】

⑤仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の導入促進

育児期は特に仕事と家庭との両立が困難であるため、就労者の継続就業を図るためには、フレックスタイム制度や短時間勤務制度、在宅勤務等の導入など仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の導入を促進していくことが極めて重要である。現在、国や自治体では、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の実現に取り組む企業に対する認定・表彰制度等を通じて奨励に努めているが、大企業のみならず中小企業も含めて表彰された企業では、工夫を凝らし様々な社内制度を導入している。全国規模での導入促進に向けて、中小企業を含め多くの企業が集積する東京で、仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の導入や働き方の見直しを都内企業が率先して取り組んでいくことが重要である。

【全国にあわせ、東京でも積極的に推進すべき対策／行政に要望する事項】

⑥若者の高い未婚率への対策

➤ 若者の雇用安定、経済的基盤の確保に向けた取り組みの推進

若者の経済的不安定さが結婚を躊躇させる大きな要因となっていることから、まずは雇用の安定化を図ることが重要である。職務・労働時間・勤務地を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や、ジョブ・カード制度等を活用した職業訓練の拡充など様々な施策を通じて、非正規労働者の雇用安定やキャリアアップ、未就職若年層への職業訓練の強化、更には処遇改善に取り組む企業への支援に積極的に取り組むべきである。

➤ 非営利による婚活事業の促進

「出会いの場が少ない」、「適当な相手とめぐり合わない」ことが独身にとどまっている理由として挙げられている。参加者の裾野を広げやすく、コスト負担も少ない商工会議所や自治体による婚活事業は地域活性化にも寄与するため、広く推進していくことが望ましい。

➤ 民間結婚相談事業者、婚活事業者の信用を補完する制度の周知

結婚を望む者が「適当な相手とめぐり会う」ことに、民間の結婚相談事業者、婚活事業者は一定の役割を果たしている。結婚を望む者が安心して民間事業者のサービスを受けられる一助として、認証機関が審査の上で事業者を認証する制度があるが、こうした制度を広く周知していくことも有意義である。

➤ 若者に対する妊娠・出産に関する情報提供と知識の普及・啓発

若者に対して、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど妊娠・出産に関する正しい知識等を情報提供する機会をはじめ、ライフプラン（結婚・妊娠・出産・子育て）を考えてもらう契機となる機会の設定に積極的に取り組むべきである。

⑦ 出産に対する支援の拡充

➤ 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない相談支援体制の構築

自治体を中心に、結婚や出産に関する様々な悩みについて相談に応じる体制が構築されている。行政によるこうした相談支援体制は、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりに大きく寄与していることから、こうした取り組みを拡充していくべきである。更には、海外の先進事例に倣い、ワンストップで妊娠・出産・子育てまで切れ目なく相談に応じ、必要な支援を行う体制を構築していくことが望ましい。

➤ 不妊治療等に対する支援の拡充

不妊治療については、専門相談センターの設置や、治療に要する経費の助成等を通じた経済的負担の軽減措置が実施されている。不妊治療は医療保険が適用されず高額な医療費を要することから、助成を含めた支援の拡充を図ることが望ましい。加えて、周産期医療体制の整備や救急搬送受入体制の確保を更に推進していくべきである。

⑧ 仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の普及促進

➤ ワーク・ライフ・バランスの更なる普及促進

先述の通り、子育て期にある就労者の継続就業を図るためには、フレックスタイム制度や短時間勤務制度、在宅勤務等の導入など仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の導入を促進していくことが極めて重要である。国や自治体では、ワーク・ライフ・バランスの更なる普及促進に向けて、助成制度やガイドラインの策定など様々な施策を実施しているが、こうした施策をより強化していくべきである。

※育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（平成25年度厚生労働省「雇用均等基本調査」）

制度	制度あり	最長利用可能期間						
		3歳に達するまで	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校の就学期に達するまで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上
短時間勤務制度	57.7%	35.5%	1.9%	11.2%	3.9%	2.8%	2.3%	20.2%
所定外労働の制限	55.2%	25.6%	3.3%	19.9%	2.2%	2.2%	2.0%	26.3%
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	14.0%	6.5%	1.0%	2.4%	0.7%	0.9%	2.5%	6.5%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	31.9%	16.3%	1.7%	6.6%	1.7%	1.8%	3.8%	13.9%
事業所内保育施設	1.6%	0.6%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.7%
育児に要する経費の援助措置	4.7%	1.1%	0.3%	1.1%	0.9%	0.4%	0.8%	3.3%
育児休業に準ずる措置	15.4%	11.2%	0.6%	2.2%	0.4%	0.5%	0.5%	3.5%

➤ **仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の先進事例の周知**

先述の通り、国や自治体では、両立支援策の一環として、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の実現に取り組む企業に対する認定・表彰制度等を実施しているが、こうした制度を広く周知することで、気運の向上につなげていくべきである。また、多くの企業の範とすべく、認定企業や被表彰企業における好事例を広く周知していくことも有効である。

➤ **男性の育児・家事への主体的な参画促進**

女性の子育ての負担を軽減し出生率を高めるために、男性の育児休業取得率の向上に積極的に取り組む必要がある。しかし、男性の育児休業取得率は極めて少数にとどまることから、企業表彰制度やセミナー・シンポジウムの開催による意識啓発をはじめ、多岐にわたる対策を講じるべきである。

※育児休業取得率（平成25年度）

調査名	男性	女性
厚生労働省「雇用均等基本調査」	2.03%	83.0%
東京都「男女雇用平等参画状況調査」	1.7%	93.4%

⑨女性・高齢者の活躍促進

➤ **経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍促進**

労働力人口が減少する中でも成長を維持していくためには、女性や高齢者に可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。元気な高齢者が60歳以降も意欲を持って働き、女性についても出産・育児によるM字カーブを最大限解消していくことで、2030年時点での国全体の労働力人口を6,000万人以上確保することができる。こうした観点から、国や各自自治体は、女性や高齢者の就業意欲を高める仕組みや制度づくりを推進していくべきである。

➤ **女性の社会進出を促進する社会保障・税制の見直し**

女性の就業促進を阻害する要因として指摘される社会保険の被扶養者の認定要件（130万円の壁）や所得税の配偶者控除（103万円の壁）については、保険料負担が発生し、手取り額が逆転する「130万円の壁」の方が影響はより大きい。女性の活躍推進には、社会保障・税の双方で働くほど手取り額が増え、意欲を持って働ける仕組みが必要である。

社会保険については、平成28年より年収130万円より低い年収106万円以上の労働者が新たに適用対象となるが、本人や事業主にとって重い保険料負担となる新たな「106万円の壁」が生じることが懸念される。女性の就労拡大のためには、世帯単位でみた保険料が大きな負担増とならず、事業主負担も過重とならないよう、保険制度全体で調整する仕組みが必要である。

税制面についても、女性の就業を促すとともに、専業主婦層も育児・介護、社会活動等で貢献していることを踏まえ、夫婦単位での控除額の合計が一定で、併せて、これまで以上に税負担が増えず、働くほど手取り額が増加する調整の仕組みを検討すべきである。

➤ **女性の職場復帰、再就職のための学び直し支援**

出産・育児で離職した女性に対しては、円滑な職場復帰や再就職に向けた学び直しの機会の充実が必要である。特に事務系職種を主とする教育機関での学び直し（リカレント教

育) だけではなく、人手不足業種となっている技能・技術分野等への専門的な職業訓練機会を拡充して、女性の就職を勧奨していくべきである。

➤ **女性の再就職、創業支援の拡充**

特に事務系職種への正社員としての再就職が難しい中、潜在的な人材需要を発掘するためには、中堅・中小企業と再就職希望者との柔軟なマッチング機会を拡充していく必要がある。また、女性ならではの感性を活かしたニッチな分野での起業を応援するなど、女性の能力を最大限に活かす「女性のための創業支援」を強化すべきである。

➤ **70歳程度までの雇用継続に取り組む企業への支援強化**

原則として希望者全員を70歳程度まで継続雇用する制度を導入する企業に対し、継続雇用者数に応じて法人税等の税額控除を適用する等、インセンティブを強化すべきである。

➤ **高齢者の円滑な労働移動の促進**

労働力人口が減少する中、高齢者の継続雇用の場を同一企業とその関係企業のみを求めることは、企業と働き手はもとより、わが国の産業全体にとっても望ましいことではない。成長分野や採用意欲のある企業へ的高齢者の労働移動等を促すため、ハローワークや産業雇用安定センターと民間事業者等が連携を強化し、労働市場全体としてのマッチング力を高めるとともに、受入れ企業が行う教育訓練費用等への助成制度を拡充すべきである。

➤ **高齢者の働く意欲を高める公的年金制度の見直し**

人口減少下で絶対的に労働力が不足していく中、元気な高齢者には意欲を持って働き続けてもらわなくてはならない。このため、働いて収入が多くなるほど在職老齢年金が減額される制度は労働意欲を削ぐため、「支給停止額」の上限を引き上げるべきである。ただし、平均余命は伸びているため、年金財政を維持する観点からも、年金支給開始年齢は諸外国並みに2歳程度引き上げるべきである。

⑩子育て世代を重視した住宅政策の推進

➤ **中古住宅や空き家の流通促進（安価で状態が良く広い住宅の流通促進）**

子育て世代は比較的広い住宅を必要としているが、特に若い世代では経済的な余裕がない世帯が多いことから、中古住宅や空き家等を改装することで、安価で状態が良く広い住宅がより流通するよう政策面から後押しすべきである。加えて、比較的広い公営住宅に子育て世帯を優先的に入居させる措置を推進すべきである。

➤ **子育て世帯は広い住宅へ、老年夫婦世帯は適度な広さの住宅へ住替える仕組みの構築**

子育て世帯は比較的広い住宅を必要とする一方で、子育て等を終えた老年夫婦世帯は適度な広さの住宅への住替えを望むケースが少なくない。従って、これらのニーズを上手くマッチングする仕組みを構築することが有効である。

➤ **3世代同居の促進**

育児に祖父母が協力できる3世代同居の多い地域では、出生率が高い傾向がある。高齢者対策としても重要となっていく3世代同居や近隣居住を促進するために、公営住宅への

優先入居等の措置を推進していくことが望ましい。

【東京と地方が連携して推進すべき対策（地方に人が残る「しごと」づくりへの貢献

／行政に要望する事項】

⑩東京のみならず地方も観光してもらうための仕組み、仕掛けの構築

➤ 東京を訪れる外国人旅行者に地方も観光してもらうための仕組み、仕掛けの構築

「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、国は2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人、2030年には3,000万人を超えることを目指し、様々な施策を展開している。また、東京都も2020年の訪都外国人旅行者数1,500万人、2024年には1,800万人の目標を掲げて、鋭意取り組んでいる。

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることにより、外国人旅行者の増加が一層期待されているが、外国人旅行者が東京のみならず全国各地を観光してもらうために、海外プロモーションの強化やビザ発給要件の緩和、免税店の増加はもとより、東京に居ながらにして全国各地の観光資源、地域資源等わが国が有する多様な魅力を知ることができる仕組み、仕掛けを構築していく必要がある。

（観光案内所の増設、全国の観光資源・地域資源を知って触れることのできるイベントの開催、交通要所でのデジタルサイネージやタッチパネルを使った多言語での情報発信等）

※2013年の訪日外国人旅行者数1,036万人、訪都外国人旅行者数681万人

また、東京から地方を観光するために、「食」、「技・匠」、「和の体験」、「産業観光」、「日本にある世界遺産」など、ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域観光ルートを構築していくことも重要である。

➤ 都内における全国各地の観光資源に関する情報発信の強化（国内観光の振興）

全国各地の観光地に多くの観光客が訪れるようにするためには、訪日外国人旅行者の増加に向けた取り組みとともに、国内における旅行消費額の約9割を占める国内居住者による「国内観光」の振興が不可欠である。従って、都内において、イベント開催やホームページ、屋外広告等様々な方法で、都民及び都内在勤者等に対し、全国各地の観光資源に関する情報発信を強化していくべきである。

⑪2020年オリンピック・パラリンピックを通じた地域活性化

東京都は2020年東京オリンピック・パラリンピックを「史上最高の大会」とすべく、国や組織委員会と緊密に連携し準備を進めている。今回のオリンピック・パラリンピックを「史上最高の大会」とするためには、準備段階から東京のみならず全国的な気運の盛り上がりが必要なことは言うまでもない。従って、国の「ホストシティ・タウン構想」や全国で実施される文化プログラム、事前キャンプや聖火リレー等を通じて、全国各地が大会に向けて盛り上がり、地域活性化にもつなげていくことが重要である。

また、大会期間中やその前後には、選手やメディア関係者、観戦者など多くの外国人がわが国を訪れることから、地方空港や地方の宿泊施設を有効に活用することも重要である。その際に、競技会場までの輸送手段（バス、鉄道等）を確保し、当該地方の周辺観光も取り入れたコース設定やパッケージを構築することで、観光資源、地域資源等わが国が有する多様な魅力に触れてもらう機会を積極的に創出していくことも有効である。

なお、大会期間中やその前後を見据えた対策（首都圏空港の容量拡大、都心と首都圏空港間のアクセス改善、宿泊計画・ホテル客室不足懸念への対応、訪日外国人客への対応、地方空港や地方の宿泊施設の活用、大会を通じた地域活性化）も含めて、2020年東京オリンピック・パラリンピックに直接間接に関わる対策は相関し、かつ、多岐にわたる。限られた時間の中で着実に準備を進め、地域活性化にもつなげていくために、一連の対策を総括的に調整する機能が重要である。

⑬地域活性化に資するふるさと納税の拡充

ふるさと納税は、納税者の自由意思により納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進されるなど、本制度は地域活性化に寄与している。また、地域の特産品等の発送による地域資源のPRや、地域経済への好影響も期待できることから、本制度は拡充すべきである。

【東京と地方が連携して推進すべき対策（地方に人が残る「しごと」づくりへの貢献

／民間が主体的に取り組む事項】

⑭都内企業による特色ある地域資源の販売協力、展開支援等

「しごと」があり、経済が活性化している地域は出生率も高い傾向にある。地域に人が残り、定着していくためには、独自の地域資源を活かした新たな「しごと」づくりと魅力的なライフスタイルの創出が不可欠である。特に、農林水産業や観光資源は地方の強みであり潜在成長力を有しているため、これらを有効に活用した地方における「しごと」づくりは重要であり、取り組みを強化すべきである。

更には、地域の枠内にとどまらず、都内の企業が地方の活力創造や、地域に人が残る「しごと」づくりに貢献していくことも肝要である。都内の企業と地方の企業が連携し、都内の企業が有する販路を通じて特色ある地域資源を国内・海外に広く展開していくことや、都内企業の目利き人材による地域資源のマーケティング支援等が想定されるが、こうした取り組みを国、自治体、経済団体において大いに奨励すべきである。

（２）「超高齢化」に対応するための政策

①介護施設の設置促進

東京では高齢化が一層進行し、老年人口の割合が上昇し、併せて独居高齢者の割合も増加する見込みにある。また、東京を含む大都市部では、高齢者の総数が多いことから、その対応は喫緊の課題となっている。特に、都内における特別養護老人ホームの定員は約4万人であるが、ほぼ同数の入所希望者が存在しているなど、施設数が大幅に不足していることから、設置を促進していくべきである。また、現在は設置主体が社会福祉法人か地方自治体に限られている特別養護老人ホームに民間企業等多様な経営主体が参入できるよう規制緩和を検討すべきであることに加えて、介護分野における人材確保に資する取り組みを強化すべきである。

②バリアフリーのまちづくりの推進

超高齢化社会への対応のみならず、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い国内外から多くの人々が東京を訪れることから、公共交通機関や歩行空間、公共

空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備すべきである。

③BRT、LRT等高齢者にも優しい中規模な公共交通の整備

人口減少社会では、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、住居機能を交通拠点等（駅周辺）一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要となる。また、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な交通手段を確保することは不可欠である。従って、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性、整備コストなどの面で優れた特徴を有するなど、人と環境にやさしい公共交通であるBRT、LRT等高齢者にも優しい中規模な公共交通の重要性はますます高まることから、整備を促進していくべきである。

なお、人口が増加し、2020年東京オリンピック・パラリンピック及び大会後の開発によって多くの来訪者が見込まれる臨海部と都心各拠点を結ぶ公共交通アクセスの確保も重要であることから、東京都におかれては過日公表した基本方針に則り、着実に整備を進めていくべきである。

④高齢者の社会参画の促進（高齢者の就労促進、ボランティア活動の奨励）

先述の通り、労働力人口が減少する中でも成長を維持していくためには、高齢者に可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。加えて、ボランティア活動を奨励することで、高齢者の社会参画を促進していくことも重要である。子育て支援事業への参画や登下校時の子どもの見守り活動など地域全体で子どもを支え、見守り、育てる環境づくりの他、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い10万人以上のボランティアが必要と見込まれていることから、ボランティア活動を通じて、社会のあらゆる面で経験豊富な高齢者の力を発揮してもらう環境づくりを進めるべきである。

⑤高齢者の健康づくり・スポーツ振興

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を6年後に控え、都民のスポーツ機会の創出、とりわけ高齢者においては、健康増進、医療・福祉分野の社会的コストの低減、社会全体の活力維持・向上、スポーツを通じたコミュニティの形成など、多岐にわたるメリットがあることから、鋭意推進していくべきである。

（3）東京の国際競争力を高め、新たな成長を取り込むための政策

①陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

➤ 外環道など国際競争力強化に資する道路の整備

首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）が完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、CO2排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には一部区間の不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速）をはじめ、東京の国際競争力強化に重要な役割を担う道路について早期整備を推進するとともに、外環道の東名高速以南についても早期事業化を図るべきである。

また、首都圏の高速道路料金については、交通や環境面などの影響を十分に検証し、会社間の乗継による割高感の解消、長距離利用者や大型車等の負担軽減、とりわけ環状道路の利用促進や、都心の通過交通を減らす観点から、一体的で利用しやすい料金施策を構築すべきである。

なお、外環道（関越道～東名高速）の早期完成に向けた方策の一環として、公共事業における構築物等の設置のための地上権等の設定対価について、その土地価格に対する割合にかかわらず、租税特別措置法の5,000万円控除を適用するなど、区分地上権設定が迅速かつ円滑に進むよう、措置を講じるべきである。

加えて、都市計画道路や臨港道路等の更なる整備も推進すべきであることに加えて、深刻な交通渋滞が慢性化している中央道の調布付近等については早期に対策を講じるべきである。

➤ 都心と首都圏空港間のアクセス改善など、鉄道交通網の更なる強化

東京が国際競争力を強化するためには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間のアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、空港直行バスや深夜・早朝バスの運行充実化等について、国、東京都等関係自治体、事業者が密に連携し着実に対応していくことで、早期のアクセス改善が実現することを望む。

また、国土交通省で東京圏における今後の都市鉄道のあり方が議論されているが、2000年の運輸政策審議会答申第18号において整備計画が定められている路線をはじめ、地元自治体や事業者からの要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益を精査するなど整備に向けた取り組みを着実に進めるべきである。なお、混雑緩和、安全性向上については引き続き、鋭意取り組んでいく必要がある。

➤ 京浜港の競争力強化に向けた取り組みの強化

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点だが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、相対的に地位が低下している。それに伴う基幹航路の減少が、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

1982年		万TEU	2012年		万TEU
1位	ロッテルダム	216	1位	上海	3,253
2位	ニューヨーク/ ニュージャージー	191	2位	シンガポール	3,165
3位	香港	166	3位	香港	2,312
4位	神戸	150	4位	深圳	2,294
5位	高雄	119	5位	釜山	1,705
6位	シンガポール	112	6位	寧波	1,567
7位	サンファン	92	7位	広州	1,474
8位	ハンブルク	89	8位	青島	1,450
9位	アントワープ	85	9位	ドバイ	1,328
10位	横浜	84	10位	天津	1,230
16位	釜山	79	28位	東京	475
18位	東京	66	43位	横浜	305
38位	大阪	42	50位	名古屋	266
45位	名古屋	21	52位	神戸	257
			57位	大阪	241

出典：国土交通省資料

大水深コンテナターミナルの国際比較

国名	港湾名	水深16m以上の岸壁
日本	東京	0バース
	横浜	3バース
	名古屋	2バース(※1)
	大阪	1バース(※2)
	神戸	4バース(※3)
韓国	釜山	21バース
中国	上海	16バース
シンガポール	シンガポール	23バース(※4)

出典：国土交通省資料

(平成25年4月時点調査)

※1：航路水深15mで暫定供用中

※2：航路水深14mで暫定供用中

※3：岸壁水深15mで暫定供用中

※4：最大水深は16mだが、16m未満のバースが含まれている可能性がある

国は、京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。船舶の大型化に対応すべく大水深コンテナターミナルの整備促進が求められる他、東京港の中央防波堤外側の新規埠頭の整備や、臨港道路南北線など道路ネットワークの強化、周辺道路の渋滞対策も進める必要がある。同時に、京浜三港の連携による利用コストの低減や利便性・サービスの向上を一層推進することも不可欠である。一連の対策を実施し、京浜港、特に東京港の国際競争力を強化することで、国際基幹航路の維持のみならず、アジア航路等を拡充していかなければならない。

また、世界のクルーズ人口は急速に増加し、10年前の2倍になっている。特にアジアでは、経済成長とともにクルーズ人口が急増すると予想されており、インド以東の主な12の国と地域においては、2012年の130万人が2020年には380万人に達すると予測されている。こうした背景から国は、クルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、クルーズ船の寄港を受入れるための環境整備等を加速させ、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指している。加えて、東京都においても、東京港へのクルーズ客船入港回数を2028年に280回（2013年比約6倍）、クルーズ利用客数を50.2万人（2013年比約1.5倍）とする目標を掲げている。クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、訪日外国人旅行者の増加にも大きく寄与することから、世界最大22万総トン級の大型クルーズ客船の発着に対応した新たな客船埠頭を着実に整備していくことや積極的に誘致活動を展開していくことが求められる。また、客船ターミナルの整備については国の財政支援対象とはなっていないが、十分な出入国手続スペースの確保や訪日外国人旅行者へのおもてなし環境整備の観点からも国の財政支援の対象とする必要がある。併せて、乗船客の出入国手続きの一層の円滑化も必要である。

➤ 首都圏空港の機能強化と容量拡大、更なる国際化

首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。従って、東京はもとより首都圏の国際競争力強化に直結する首都圏空港の機能強化や容量拡大、更なる国際化に資する方策については、地元住民や環境、港湾機能等への配慮もしつつ、早期に実現することが望ましい。また、現状において羽田空港の容量を更に拡大し、利便性も向上させるために、地元住民や環境、港湾機能等に配慮した上で、都心上空飛行の解禁や管制方式の見直し、利用者向け施設の機能強化、アクセスを含め利用者ニーズに応じた深夜における空港の利便性向上など、あらゆる方策を検討し、実行に移すことが期待される。

②国家戦略特区を通じた国際競争力強化

➤ 東京圏の区域計画（素案）で示された特定事業の着実な実行

産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成に向け、総理主導のもとで大胆な規制・制度改革を講じる国家戦略特区が創設され、東京圏を含む全国6区域が指定された。また、去る10月1日に第1回の東京圏国家戦略特別区域会議が開催され、区域計画の素案が示された。区域計画の素案には、特定事業として位置付けるべき事業について、都市再生・まちづくり分野、医療分野に係る諸事業が候補として掲げられているが、速やかに

検討・調整を行い、着実に実行していくべきである。

とりわけ、都市再生・まちづくり分野の都市計画法等の特例については、柔軟かつ大胆な容積率の設定、迅速な都市計画の決定等により、国際的ビジネス拠点の形成を図るため、対象として選定された都内10地区のプロジェクトについては、スピーディーかつ円滑な事業推進が望まれる。また、対象を順次拡大していくことで、国際都市にふさわしい交通機能の強化や国際ビジネス交流、情報発信、起業支援、MICE等の拠点を整備し、併せて高度外国人材等の受入推進を図るための外国人向け生活環境の整備も促進していくべきである。

加えて、エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用して、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置などにより、都心型MICE及び都市観光の推進を図ることも望まれる。

➤ 国家戦略特区法の改正等による更なる規制改革の実現

去る5月に決定された東京圏の区域方針では、東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備していくことで、国際的ビジネス拠点を形成することを目標としている。この目標を高い次元で達成するためには、法人設立手続きの迅速化・簡素化、創業人材等高度外国人材の受入れ促進、外国人家事支援人材の活用、外国人の介護人材の活用、医療・創薬イノベーションの拠点形成をはじめとした規制改革事項の追加が望まれるため、国家戦略特区法の改正等を通じて早期に実現していくべきである。

また、これらの追加規制改革事項や、先述の東京圏の区域計画（素案）で示された特定事業の着実な実行を通じて、東京都が2016年度までの達成を目標としているアジアの業務統括拠点・研究開発拠点となる企業50社を含む外国企業500社以上の特区内への誘致を実現していくことが期待される。

併せて、東京都では、東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターとしての地位を取り戻すために推進会議を設置し、取り組みを円滑に行うための都・国・民間の連携強化策や課題解決に向けた検討を進めているが、国際金融センター構想は、東京の国際競争力強化に直結する重要な取り組みであることから、鋭意推進すべきである。

➤ 東京都における具体的な提案に基づく指定区域の拡大

東京都における指定区域は現在9区であるが、指定区域の拡大対象となっている9区（台東、墨田、目黒、中野、豊島、北、荒川、板橋、練馬）について早期に追加指定を実現すべきである。また、区域方針で示された目標を高い次元で達成するためには、各地域の具体的な提案をもとに、多摩地域を含め区域を拡大していくことが望ましい。

③訪日外国人観光客2,000万人の達成（2030年には3,000万人を超える目標の達成）

先述の通り、「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、国は2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人、2030年には3,000万人を超えることを目指し、様々な施策を展開している。また、東京都も2020年の訪都外国人旅行者数1,500万人、2024年には1,800万人の目標を掲げて、鋭意取り組んでいる。訪日外国人旅行者11人分の消費額は、わが国の定住人口1人あたりの年間消費額に相当することか

らも、人口減少が急速に進むわが国において、インバウンド振興により外国人旅行者を増やすことは、経済活力を維持・向上させていく上で重要な要素である。

国や東京都が目標とする訪日外国人旅行者数の目標を達成するためには、海外プロモーションの強化やビザ発給要件の緩和、免税店の増加など様々な方策を鋭意実行していくことが肝要である。東京においても、伝統・文化等に基づく歴史的素材、商店街や町工場、魅力溢れる街並みや水辺空間等の都市景観、地域の人々との交流など、東京ならではの多様で多彩な地域観光資源を、官民が連携し海外に向けて強力にアピールしていくことが必要である。また、受入環境の更なる整備（先述の陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上、旅館におけるインバウンド受入支援、多言語対応、無料Wi-Fi接続環境の向上）も不可欠である。加えて、キャッチコピーや映像等を活用した統一イメージの訴求、時期に応じた観光のストーリー展開、外国人の視点を活かした旅行者の誘致等、海外に向けて旅行地としての東京を強く印象付ける「東京ブランド」を確立し、世界に広く発信していくことも重要である。

なお、東京におけるMICE誘致の強化については、ユニークベニューの促進と併せて、会議場や展示場等の施設を有する都内の各地域で、宿泊・商業施設等と連携し、地域が一体となった受入体制の強化と、プロモーションを更に推進していくことが必要である。

また、「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される一方、制度上の措置の十分な検討も必要なことから、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえて、関係省庁をはじめ幅広く検討を進めることが必要である。

（４）災害に強く、「世界一安全・安心な都市」を実現するための政策

昨年末に内閣府中央防災会議が首都直下地震の被害想定を公表し、今後30年間でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされ、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う東京がひとたび大災害に見舞われれば、国内のみならず国際的にも重大な影響が及ぶことが懸念される。反面、防災・減災対策の推進により、死者は約10分の1に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、被害を最小限にとどめるために、都市防災力の向上は人口減少にかかわらず重要かつ喫緊の課題である。また、オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を当面のターゲットとして、ソフト・ハード両面で多岐にわたる下記の対策に官民が総力を挙げて取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない。

※なお、詳細な内容は、本年10月9日に決議した「東京都の防災対策に関する意見」を参照されたい。

- **帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上**
- **災害に強いまちづくりの推進**
 - ・木造住宅密集地域の早期解消
 - ・建築物の耐震化・更新の促進
 - ・都市再開発の促進を通じた防災力の向上
 - ・まちのバリアフリー化の促進
- **災害に強い都市基盤の構築**
 - ・都市基盤の耐震化・液状化対策の促進

- ・電線地中化・無電柱化の推進
- ・外環道、特定整備路線等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備
- ・災害時に道路が確実に機能するための措置の実施

➤ **中小企業による防災技術開発の支援**

➤ **東京都と他の自治体との連携強化**

➤ **国が実現すべき事項**

- ・都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設
- ・首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進
- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大
- ・災害時における安定的な燃料供給手段の確立
- ・民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

➤ **インフラ老朽化対策の推進**

インフラ老朽化対策は、都内のみならず全国的にも喫緊の課題である。厳しい財政状況の中で、対象とするインフラに優先順位を付けた上で、予防保全手法・先端技術の活用や、民間活力の導入を図ることで、長寿命化と安全性向上、コスト低減を図る取り組みを強化することが重要である。その際、PPP/PFIの活用や、ネーミングライツ、ミニ公募債など、多様な手法を取り入れていくことが望ましい。また、技術者の人材不足により、次代への技術・ノウハウの継承が全国的にも危惧されていることから、良質なインフラの維持管理、更新に持続的に取り組むためにも、技術系人材の確保・育成に更に注力すべきである。

2. 2020年以降も見据えて取り組むべき中長期的な課題

(1) 都市機能、住居機能の集約化、コンパクト化

東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じることが予測されているが、区部の2050年の人口増減（2010年との比較）では、主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加し、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。人口減少社会では、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、住居機能を交通拠点等（駅周辺）一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要となる。また、交通網（鉄道、道路）により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。

(2) 交通ネットワークの更なる整備

① リニア中央新幹線の整備に向けた着実な取り組みと沿線地域の活性化

リニア中央新幹線は、東京・大阪間を最短67分で結ぶことが予定されており、三大都市圏の交流・連携の一層の緊密化により経済活動が活性化することが期待されるなど、わが国の国際競争力強化に資する重要なプロジェクトである。また、東海地震等の災害が発

生した場合にも、東海道新幹線のバイパスとして三大都市圏を結ぶ大動脈を途切れさせることがないため、わが国の経済活力の停滞を防ぐ重要な交通基盤でもあり、更には、関連技術をパッケージ化し、将来の海外展開も期待できるプロジェクトでもある。

過日、国土交通省が東京（品川）・名古屋間の工事実施計画を認可したところであるが、2027年に予定している名古屋までの開業、更には2045年に予定している大阪までの開業に向けて、取り組みが着実に推進されることを望む。また、リニア中央新幹線の開業を一つの契機として、沿線地域が活性化されることも重要である。

②羽田空港の新滑走路の増設

先述の通り、首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。また、首都圏空港の需要は増加傾向が続き、2032年度には78～94万回の需要となることが予想されている。従って、新興国等の新たな成長を取り込み、訪日外国人の増加や、産業・都市の国際競争力強化、ヒトとモノの交流の活発化を通じたわが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏空港の更なる機能強化が不可欠である。

現在、国土交通省で、2020年オリンピック・パラリンピック以降の方策として羽田空港の5本目の滑走路増設に関する検討がなされているが、地元住民や環境、港湾機能等への配慮もしつつ、具体化へ向けた取り組みを鋭意推進されたい。

③横田基地の軍民共用化の推進、横田空域及び管制業務の返還

首都圏空港は概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しがある中で、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与するため、早期実現を図ることが望ましい。

また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域の全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

④三環状道路の整備完了、特に外環道（東名高速以南）の早期計画具体化

先述の通り、首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）は様々な整備効果が期待されており、都内経済界としても、早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸線）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京の国際競争力強化に大いに寄与する大変重要な路線である。従って、同路線について早期に計画を具体化し、事業化を着実に推進していくべきである。また、事業化した際には、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約4km）について早期に整備することが望ましい。

外環道（東名高速～湾岸線）を含めて、出来る限り早期に、三環状道路の整備が完了されることを望む。なお、三環状道路の中で供用時期が明確になっていない箇所については、時期を明示する必要がある。民間企業はこうした時期の明示をもとに、物流拠点、生産拠点、商業施設等の投資計画を策定することから、沿線活性化に資するためにも、早期に明

示されることを望む。

(3) インフラシステム輸出の更なる促進

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄道・都市鉄道、高速道路・幹線道路、港湾ターミナル、空港ターミナルをはじめ、今後も更なる市場拡大が見込まれている。従って、インフラシステムに関するわが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用して、世界の需要を積極的に取り込んでいく必要がある。「日本再興戦略」改訂2014にも記載の通り、国は、2020年におけるわが国企業のインフラ関係受注の目標額を30兆円としているが、目標額の達成はもとより更なる高みを目指して、トップセールスをはじめ「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施されたい。

また、過日、東京都下水道局が技術的な支援を行ってきたマレーシア下水道整備プロジェクトの契約合意が発表された。本プロジェクトは、官民連携のもと、東京の技術力を活かし、管きょ、ポンプ所から処理場に至るまでの下水道システム全体を設計から建設、維持管理まで一括して受注したケースで、他の自治体や民間企業の国際展開にも弾みをつけるものである。また、東京都の監理団体と民間企業が設立した合同会社がミャンマー・ヤンゴンにおいて無収水対策事業の契約を締結したが、国際貢献においても大変に有意義であることから、東京都におかれてはこうした取り組みを一層強化されたい。

(4) 将来の基幹産業の創出・育成に向けた研究開発等の促進

オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を一つの契機として、その先の基幹産業の創出・育成を図るべく、ロボットや燃料電池車、自動翻訳技術、超高精細映像技術など世界最高レベルの科学技術の研究開発や、ICTを活用した新しい社会システム開発（交通管制、防災・減災対策、キャッシュレス、セキュリティ、エネルギーマネジメント等）を促進していくべきである。

併せて、今後大きな市場拡大が見込まれる医療分野や、健康、環境・エネルギー、危機管理など大都市特有の課題を解決する産業分野における中小企業の技術・製品開発を重点的に支援するなど、中小企業の成長産業分野への参入を促進していくべきである。

(5) 水素社会の実現に向けた取り組みの推進

水素エネルギーは、環境負荷が低く、災害時の非常用電源としても期待されている。水素貯蔵タンクや燃料電池などの水素関連製品には、日本の高い技術力が集約されており関連する産業分野の裾野も広く、2050年の国内市場は8兆円まで拡大するとの予想があるばかりか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの水素エネルギーの利活用は、環境と調和した未来型都市の姿を世界に示すとともに、日本の高い技術力を改めて世界にアピールすることにつながる。

従って、水素社会の実現は、わが国の国際競争力強化にも寄与することから、国、東京都、民間が一体となって、コスト面や厳しい規制等の課題を克服するための検討を鋭意推進していくべきである。なお、水素エネルギーに係る諸規制は、国家戦略特区制度を通じて緩和・制度改革を実現していくことも視野に入れるべきである。

以上

平成26年度 第9号 平成26年11月13日 第666回常議員会決議
--